

国民年金保険料免除制度があります!!

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合に、保険料の納付が免除・猶予となる保険料免除制度や納付猶予制度があります。(平成28年7月1日より、納付猶予の対象年齢が30歳未満から50歳未満へ拡大されました)

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や不測の事態が生じたときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができない場合がありますので、お早目に申請してください。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査します。申請は原則として毎年度必要です。また、申請時点から2年1ヵ月前の月分まで遡って免除申請ができます。(すでに納付済の月を除く)

ご希望の方は、住民福祉課国保年金係(2番窓口)または岡谷年金事務所まで申請をしてください。

◎申請手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・印鑑
- ・失業を理由とするときは、失業したことを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 など)



子宮頸がん検診のお知らせ

問 申込 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

子宮頸がん検診を下記のとおり実施します。申し込みをされた方は受診してください。申し込みをされていない方で受診を希望される方は、住民福祉課保健予防係(保健センター)までお申し込みください。

【対象者】 20~79歳(昭和13年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ)の女性で、
落合地区・境地区(境広原除く)の方。
※妊娠中の方は受診しないでください。

【日 程】

期 日	会 場	受 付 時 間
7月11日(火)	保健センター	午後1時~午後1時30分 〈注意事項〉 *番号札は午後0時30分にお出しします。 *午後1時から「検診の流れ、注意事項等」について説明します。
7月14日(金)		
7月24日(月)		
8月 4日(金)		
8月10日(木)		
8月31日(木)		



【検診一部負担金】 1,000円(検診当日お持ちください。)

◎検診一部負担金が免除される方(無料の方)

- | | |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ①70歳以上の方(昭和23年4月1日以前に生まれた方) | } 年齢で判断しますので申請は必要ありません。
②~④の方は、申請により一部負担金が免除されますので、前日までに保健センターで免除申請の手続きをしてください。 |
| ②65歳以上で障害の認定により後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方 | |
| ③生活保護法(昭和25年法律144号)の規定による生活保護を受けている世帯に属する方 | |
| ④当該年度分の町民税非課税世帯に属する方 | |